

民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

8

2022

August

特集

ヤングケアラーについて 理解を深める

立正大学 教授 森田 久美子

- 災害に備える
「活動マニュアル」と「安心カード」の活用
神奈川県秦野市民生委員児童委員協議会
- 今月のことば
ダブルケア
- 委員活動のポイント
十分な食事が受けられていない子どもに関する相談
- 人権について考える
同和問題を考える②

ヤングケアラーについて 理解を深める



近年社会問題として取り上げられることが多いヤングケアラーは、年齢に見合わない家事や家族の世話をし、重い負担や責任を背負っている子どもをさします。

法令上の定義はありませんが本号では、立正大学の森田久美子教授にヤングケアラーとはどのような子どもで、どのような現状にあり、どのような支援ニーズを抱えているのかなどを解説いただくとともに、民生委員・児童委員がヤングケアラーを支えるにあたって期待される役割を考えます。

ヤングケアラーを支える

～住民に最も身近な強みを生かして～

立正大学教授 森田 久美子

病気や障がいのある家族の介護

を行うヤングケアラーについて、

耳にすることが増えました。ヤング

ケアラーについて、厚生労働省

は令和3（2021）年5月に支

援施策をとりまとめ、ヤングケア

ラーと、その家族に関わる人びと

や関係機関が連携し、早期発見、

対応に取り組むことが必要である

としています¹⁾。そこで、本稿

では、ヤングケアラーとはどのよ

うな子どもで、どのような現状に

あるのか、どのような支援を必要

としていて、民生委員・児童委員

（以下、民生委員）に期待される

ことは何かについて、考えていき

たいと思います。

1. ヤングケアラーとは どのような子どもか

日本にはヤングケアラーを支援

するための法律はまだなく、令和

3（2021）年5月に内閣府よ

り出された子供・若者育成支援推

進大綱は「一般に、本来、大人が

担うと想定されている家事や家族

の世話等を日常的に行っている児

童（18歳未満の者）²⁾としていま

す。このヤングケアラーには、さ

まざまな続柄や状態にある家族の

世話をしている子どもが含まれて

います。ヤングケアラーのサポー

トや世話が必要とする家族などの

多くは、親やきょうだいですが、

祖父母や、他の親族などの場合も

あります。彼らは、何らかの慢性

疾患や精神的不調を抱え、ケアや

サポート、監督を必要とする状態

にあります。また、病気や障がい

の状態にはないものの、幼いとい

う理由で世話が必要なきょうだい

の面倒を見ている子どもについて

も、ヤングケアラーとして対応す

る方針を厚生労働省は示していま

す³⁾。

ヤングケアラーが行っているケ

アの内容は多岐にわたります。ヤ

ングケアラーが行っているケアに

は、次頁の表1に示したようなも

のがあります。「ケア」や「介護」と

聞いた時に、私たちが即座に思い

浮かべるのは、高齢者の介護にお

いてしばしば行われる、食事の介

助などの身体的介助ではないで

しょうか。しかし、ヤングケア

ラーについては、家事やきょうだい

の世話を行っている者が多い傾向

にあることが報告されています³⁾。

家事やきょうだいの世話は、お手

伝いをしているようにも見えるこ

とから、周囲の大人がヤングケア

ラーの担うケアの幅広さについて

理解することが重要です。

表1 ● ヤングケアラーがしているケアの内容

家事	料理や洗濯、掃除など
家庭の管理	買い物や金銭管理など
身体的介助	入浴やトイレ、移動の介助など
医療的ケア	服薬管理や痰の吸引の支援など
感情面のサポート	感情状態の観察や落ち込んでいるときの声かけや見守りなど
きょうだいの世話	幼いきょうだいの見守りや保育園の送迎など
通訳	日本語が第一言語でない家族のための通訳など
その他	家計を支えるための労働など

2. ヤングケアラーの現状と直面する課題

ヤングケアラーは以前より存在していましたが、その現状について国や自治体が把握し、支援施策の立案に動きだしたのは、ごく最近のことです。ヤングケアラーの実態を把握するために、令和2（2020）年及び令和3（2021）年に、厚生労働省は全国の

小中高生を対象に調査（以下、全国調査）を実施しています^{3) 4)}。この全国調査は、小中高生に世話をしている家族の有無について尋ねています。その結果、世話をしている家族が「いる」と答えた人の割合は、小学6年生の6・5%、中学2年生の5・7%、全日制高校2年生の4・1%でした^{3) 4)}。世話をしている家族が「いる」と答えた人の中には、共働き家庭で子どもが家事などを担っている場合も含まれる可能性があります。これらの結果からは、小中高生の16人（25人）に1人の割合でヤングケアラーがいると推測されます。これらの結果は、いずれの学校においてもヤングケアラーがいる可能性のあることを意味していると考えられます。

また、ヤングケアラーはケアをすることでさまざまな影響を受けています。ケアをすることにより、ヤングケアラーは家族の役に立っていることへの自信や誇りを感じ、また、自身が人間的に成長していると感じています。

一方、適切な支援を得られない場合には、ヤングケアラーはケアをすることにより、良くない影響を受けることがあります。全国調査は、小中高生にふだんの健康状態や学校の出席状況、学校の遅刻や早退の状況について尋ね、世話をしている家族の有無で違いがあるかを調べています。その結果、健康状態が「よくない・あまりよくない」と答えた人の割合および学校を「たまに欠席する・よく欠席する」と答えた人の割合、学校の遅刻や欠席を「たまにする・よくする」と答えた人の割合は、どの学校種においても、世話をしている家族が「いる」場合の方が、「いない」場合に比べ高くなっています^{3) 4)}。これらの結果から、ヤングケアラーは、ケア責任を有していない他の子どもに比べ、健康悪化に苦しみ、義務教育の機会や中等教育、高等教育の機会を逃

す傾向にあると推測されます。これらの結果は、ヤングケアラーは、適切な支援を得られない場合、ケアをすることで、自身の健康や教育・成長の機会、大人になる準備をするための機会を失うという課題に直面することを意味していると考えられます。

このように、ヤングケアラーはケアをすることで、健康や教育・達成の機会、大人になる準備をするための機会を逃しており、子どもの権利を侵害される可能性のある子どものグループであると考えられます。

権利を侵害される可能性のある子どもについて、子どもの権利条約は締結国にその権利を回復し、保障するための措置をとることを求めています。子どもの権利条約については、日本も批准しており、子どもの権利を侵害される可能性のあるヤングケアラーについて、その権利を回復し、保障するための対応を進めていくことが求められています。

3. ヤングケアラーへの かかり方や支援方法

ヤングケアラーへのかかり方
として求められることの第一は、
子どもの周りにいる大人がヤング
ケアラーに早期に気づき、対応す
ることです。ヤングケアラーは自
らをヤングケアラーと自覚し、必
要に応じて支援を求めることが難
しい状況にあります。そのため、
ヤングケアラーと家族の周囲にい
る人びとがヤングケアラーに気づ
き、声をかけることができる体制
を整えることが重要です。

ヤングケアラーの様子は家庭外
の人には見えづらいため、周囲の
さまざまな立場にいる人びとが連
携し、またアウトリーチなどの方
法により、ヤングケアラーに気づ
くことが大切です。また、ヤング
ケアラーと思われる子どもに声を
かけるにあたっては、ヤングケア
ラーは家族を気遣って、ケアをす
ることについての自身の感情を抑
え込んでいることがあることに配
慮し、子どもが個別に話せる環境

を整えることが必要です。

加えて、ヤングケアラーの話を
聴く際には、ヤングケアラーがケ
アをすることをどのように感じて
いるか、どうしていききたいと思っ
ているかに焦点をあて、ヤングケ
アラーがケアをすることについて
の自身の感情や認識について気づ
き、それらを整理していけるよう
関わっていくことが大切です。

第二に、学校におけるヤングケ
アラーの学びを支援していくこと
です。ヤングケアラーはケアをす
ることで、欠席や遅刻・早退によ
り教育機会を逃しており、ヤング
ケアラーが学校において楽しんで
学ぶことを支援することが必要で
す。具体的な方法としては、ケア
をしていることに対する特別な配
慮を行うことがあります。この特
別な配慮には、例えば、ケアをし
ていることが理由で遅刻をした場
合、それを機械的に扱わないこと
や、宿題の提出期限を長めにとる
こと、欠席した授業への補習、学
校でのカウンセリング、ヤングケ
アラーの見守りなどがあります。

第三に、見つけたヤングケア
ラーが、ケアの負担を軽減するた
めの支援を必要としている場合に
は、ヤングケアラーが必要な支援
を得られるよう、適切な支援や
サービスにヤングケアラーと家族
をつなぐことが必要です。ヤング
ケアラーの家族の中には、何らか
の理由で必要な福祉サービスなど
を受けられず、家族の世話をヤン
グケアラーに頼らざるを得なく
なっている場合があります。従っ
て、ヤングケアラーのケアの負担
を減らすことが必要である場合に
は、ヤングケアラーに代わってケ
アしたり、家族内のケアにかかわ
る負担を調整することができる福
祉サービスなどに、つなげること
が求められます。

なお、ヤングケアラーと家族を
必要な支援につなげるにあたっ
ては、必要な支援が地域に不足し
ている場合があることに留意が必要
です。例えば、ヤングケアラーが
余暇の機会を持ち休息することを
助けるレスパイトサービスや、同
じような経験をしている仲間と共

通の悩みについて相談できるピア
サポートグループなどは、全国的
にも少ない状況です。このような
地域において不足する支援につい
ては、各地域でさまざまな機関
の連携のもと、開拓し、支援体制
を整備していく視点が重要とされ
ています。

第四に、ヤングケアラーについ
ての社会的認知を高めることです。
ヤングケアラーは、これまで研修
で取り上げられることが少なく、
社会的にも十分に知られていない
状況にありました。そこで、ヤン
グケアラーと家族の周囲にいる人
びとについて、ヤングケアラーに
ついての認識を深める研修機会を
設けることを通じて、ヤングケア
ラーを早期に見出し、対応できる
人材の育成を図っていくことが求
められます。このように、ヤング
ケアラーについての啓発活動を通
じて、ヤングケアラーへの社会的
認識を高めていくことが重要です。

4. 民生委員に期待する事 (学校との連携、つなぎ先など)

ヤングケアラーへの関わりにおいて民生委員に期待されることの第一は、ヤングケアラーの発見に努めることです。民生委員は市町村長などの求めに応じて、ケアを必要としている住民の生活状態を把握していますが、その中にはヤングケアラーがケアをしている家族が含まれている可能性があります。そこで、民生委員には、ケアを必要としている住民と暮らしている子どもが、学校のある時間帯に家にいたり、その住民のサポートをしているのを見かけたときには、その子どもの状況をヤングケアラーの視点から検討することを通じて、ヤングケアラーの発見につなげるのが期待されます。

第二に、ヤングケアラーと思われる子どもに声をかけることです。地域にヤングケアラーと思われる子どもがいる場合には、その子どもに声をかけ、担っているケアラの状況を確認するとともに、子ども

がケアすることについてどのよう
に感じ、認識しているか、話を
聴くことが期待されます。

第三に、学校と連携してヤングケアラーを支援することです。発見されたヤングケアラーに学校生活への影響が出ている、もしくは出る可能性がある場合には、ヤングケアラーが学校から特別な配慮を得られるよう、ヤングケアラーと家族を学校との相談につなげていくことが期待されます。また、ヤングケアラーや養育者の同意を得て、ヤングケアラーの家庭の状況について学校に情報提供し、学校がヤングケアラーの家庭状況に配慮した対応に向けて協力することも大切です。

第四に、ヤングケアラーとその家族に福祉サービスなどに関する情報を伝え、それらの利用を援助することです。ヤングケアラーの家族の中には、介護保険制度や、障害者総合支援法などにより提供される福祉サービスについて知らなかったり、知っていても病気や障害などの影響で利用のための

対応を行うことができず、ケアを必要としている家族の世話を子どもに頼らざるを得なくなっている場合があります。利用できる福祉サービスなどについてヤングケアラーと家族に知らせ、それらの利用を申請するための相談窓口に彼らをつなぐことで、ヤングケアラーのケアの負担軽減に協力することが期待されます。

第五に、地域住民にヤングケアラが直面している課題について知らせることです。地域住民のヤングケアラについての認識が高まることにより、住民のヤングケアラへの気づきや理解を促進することが期待されます。

以上、民生委員に期待されるヤングケアラーへの関わりを5点述

べてきました。民生委員には、住民に最も身近なところで福祉に携わる強みを生かして、ヤングケアラーが他の子どもたちと同等のライフチャンスを得ることを支援する役割が期待されます。

〔参照文献〕

- 1) 厚生労働省・文部科学省…ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告。令和3(2021)年。
- 2) 内閣府…子供・若者育成支援推進大綱。令和3(2021)年。
- 3) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング…ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)。令和3(2021)年。
- 4) 日本総研…ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)。令和4(2022)年。

定例会で 話しあってみよう

『ひろば』を活用して、
単位民児協の定例会な
どで民生委員・児童委
員としての学びを深め
ましょう。

- ①** 日ごろの活動の中で、ヤングケアラーと関わる際に、どのような声かけや、支援ができるか話しあいましょう。
- ②** ヤングケアラーの地域のつなぎ先としてはどのような相談窓口があるでしょうか。確認してみましょう。

「活動マニュアル」と「安心カード」の活用

神奈川県秦野市民生委員児童委員協議会

秦野市は神奈川県央の西部に位置し、丹沢山塊と渋沢丘陵に囲まれ水と緑に恵まれた人口約16万人の森林観光都市です。

「災害は忘れたころにやってくる」と云われますが、来年は関東大震災発生から100年になります。

「活動マニュアル」と「安心カード」作成の経緯と変遷

秦野市民児協では全市民児連が制度創設90周年に際して提唱した全国一斉運動「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」に対応して平成18(2006)年4月に「災害時 民生委員児童委員活動マニュアル」(以下、活動マニュアル)第1版を発行しました。内容は、平常時、初動期を含めた発

災後の対応、復興生活支援で構成しています。

また、大地震、風水害などの災害時や急病など、もしもの時の安心・安全確保のために「安心カード」(A4両面)を平成23(2011)年4月に発行して、「ひとり暮らし高齢者」など、約1万人に配布し、活用しています。

平成25(2013)年の改正災害対策基本法により「避難行動要支援者」への対応が、明文化されました。これを受けて平成27(2015)年4月に「活動マニュアル」と「安心カード」第2版を発行しました。

「活動マニュアル」は、避難行動要支援者の対応を中心にした内容に、「安心カード」は、救急隊員の意見を取り入れ、実践的な内容に、

それぞれ変更しました。

さらに、全市民児連の「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」(平成31(2019)年3月)に基づく「災害に備える活動10か条」を基に、「活動マニュアル」、「安心カード」を見直しました。その際、重要視したのは平常時の活動の重要性です。

「活動マニュアル」第3版(令和2(2020)年12月発行)の内容

- ① 日常の活動の一環として
 - ・災害時要援護者名簿登載者の日ごろの見守りと新たな要援護者の把握
 - ・災害対策の啓発活動(避難場所の把握、水・食料の備蓄、家具転倒防止等)
 - ・活動マニュアルの保管
- ② 自主防災会との連携・協議
 - ・総合防災訓練、自主防災会の訓練に参加
 - ・行政が作成する避難行動要支援者の個別計画に基づいて自主防災会とともに見守り支援

③ 自身の安全確保の活動と民生委員児童委員間の連携体制の整備

「安心カード」第3版(令和4(2022)年4月発行)の内容

- ① セキュリティ対策
 - ・「安心カード」に表紙を追加し、個人情報保護
 - ・裏面に取扱説明を記載
 - ・クリアファイル(壁にピン留め可)による保管
 - ② 必須情報の追記
 - ・安心カード表面に携帯電話番号、ケアマネジャー欄、地震発生時の避難場所に加えて台風・水害時の避難場所を追加
 - ・裏面は地区民児協ごとに相談、連絡窓口等を修正記載し活用
 - ③ 設置場所表示シールの活用
 - ・玄関扉内側に設置場所表示シールを貼付
- 「安心カード」は活用事例が多数あり、ひとり暮らし高齢者や障がい者などへのさらなる活用拡大を図りたいと考えています。

ダブルケア

制度の整備が進んでいない社会的な課題のひとつとして目にする言葉に、ダブルケアがあります。

ダブルケアとは、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に行っているなど、ひとりで家族ふたり以上を介護する「多重介護」の状態をさします。

平成24（2012）年に総務省が実施した「就業構造基本調査」によると、ダブルケアを行う人（以下、当事者）は全国に約25万人いると推定されています。また、平成28（2016）年の内閣府調査「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査」によると、当事者のうち、男性の9割、女性の約半数が有業者で、当事者の約8割が30歳～40歳代となっており、子育てをしながら介護しながら仕事するケースは少なくありません。

体力的、精神的に大きな負担を抱えながら、自分の時間をとることが難しいため、社会的孤立につ

ながることも懸念されます。

ダブルケアの相談先は、地域包括支援センターや、行政の子育て相談窓口などが考えられます。

地域包括支援センターに相談することで、介護保険サービスの利用につながり、介護負担が軽減する場合があります。子育てに関しては、市町村の子育て関係の担当課につながることで、保育所やファミリーサポートセンター、一時預かりなど、子育ての助けになる制度を紹介してもらえます。

体力的・精神的に大きな負担を抱えるなかで、仕事を辞めたり、勤務時間を減らさなければならぬなど生活の不安も抱えています。

民生委員・児童委員の小さな気付きが支援のきっかけになるかも知れません。現状や悩みを共感し、つらさをひとりで抱え込ませないことが大切です。

委員活動のポイント

参考Ⅱ「民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント」集「第3集（22～23頁）」

十分な食事が受けられていない子どもに関する相談

Q 小学校との情報交換会の際に、「家で十分な食事ができていないと思われる児童がいる。現在スクールソーシャルワーカーが対応しているが、児童委員にも協力してほしい」との相談がありました。

A 約7人に1人の子どもが（相対的）貧困状態にあると言われる現在、日ごろの食事が十分でないことにより、子どもの成長に大きな影響を及ぼしているケースは少なくありません。学校現場では、給食がない夏休みなどに食事を十分取れず、体調を崩す子どもの存在が危惧されています。

連絡してもらうことが適当です。十分な食事ができていない背景として、経済的困窮や親の病気、ネグレクトなどが考えられます。まずはその家庭の背景にある課題把握に努めましょう。そのうえで、学校や行政等と連携し、必要な支援を考えていきましょう。

今回のようなケースの場合、まずは子どもや家庭の状況、これまでの対応について学校に配置されているスクールソーシャルワーカーと情報共有を行い、児童委員としてできることを話し合いましょう。また、本人や、家族と信頼関係を構築することは重要です。家庭訪問を行うにしても、面識のない家庭であれば、学校（スクールソーシャルワーカー）から家庭に

平成27（2015）年度から始まった生活困窮者自立支援制度においては、生活保護は受けていないものの、経済的困窮等のさまざまな課題を有する住民の相談を一元的に受け止め、課題に即した自立支援計画に基づく継続的な相談支援が行われています。福祉事務所設置自治体ごとに、相談を受け付ける自立相談支援機関が設置されており、親の就労支援や子どもの教育支援などの紹介も行っています。



同和問題を考える②

公益財団法人東京都人権啓発センター

近年の同和問題に関する事件・事案

平成14(2002)年3月に同和对策のための一連の特措法が失効した後、国などは引き続き一般対策により同和問題の解決に必要な取り組みを行ってきました。しかし、近年ではインターネット上で、戦前に被差別部落の調査結果をまとめた「全国部落調査」の復刻版が公開されたり、部落差別に関連したプライバシー侵害につながる恐れがある情報が拡散されたりしています。

インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるなど、依然として部落差別が存在していることから、差別の解消に向けた国などの取り組みを定めた「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成28(2016)年12月に公布・施行されました。この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実

態に係る調査といった具体的施策について定めています。

東京都における同和問題の解決に向けた取り組み

東京都は、平成10(1998)年4月から、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発について、一般対策として人権教育・啓発に再構築して実施しています。現在、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決をめざして、学校教育や社会教育の場で人権教育を実施するとともに、人権啓発の中で同和問題についての理解を深められるよう努めています。さまざまな啓発や相談をはじめとして学校教育や社会教育を通じて、同和問題の解決に向けた取り組みを推進しています。

また、就職差別をなくすための啓発事業など、国や区市町村と連携した取り組みを行うとともに、企業などが実

施している啓発事業に対する支援を行っています。例えば、企業の自主的な取り組みをはじめ、スポーツ・文化団体、NPO法人や教育・研究機関などの多様な民間団体、さらには人権侵害を受けた人々などが、人権問題に対処するためさまざまな活動を行っており、人権が尊重された地域社会の実現に大きく寄与しています。

人権問題が複雑化・多様化する中、人権尊重の理念の普及や人権問題の解決には、さまざまな主体による多岐にわたる支援や啓発活動が求められています。

東京都人権啓発センターが発行する人権情報誌『TOKYO人権94号』でも同和問題について特集していますので、ぜひご覧ください。

※東京都総務局人権部人権施策推進課「明るい社会をめざして―同和問題(部落差別)の解決のために―(解説編)」令和4(2022)年3月を基に東京都人権啓発センターが作成しました。

民鏡



下田 和恵

東京都民生児童委員連合会
副会長・本紙編集委員

▼5月12日の「民生委員・児童委員の日」に、岸田首相が都内の児童館を訪れ、子育てサロン視察と民生委員・児童委員との車座対談をされました。時の首相による現場視察は初めてであり、民生委員・児童委員活動のやり甲斐や、コロナ禍での工夫に理解を示されたことに、心から感謝を申し上げたいと思います▼都民連では、民生委員・児童委員活動強化週間に合わせ10代〜40代を対象にSNSを活用して民生委員・児童委員の周知活動を行いました。課題を抱える若い世代に、一人でも思い詰めに相談してほしいという願いを込めています。本紙特集の「ヤングケアラー」も最近顕在化した重い課題で、早期に適切な支援が必要です。家庭状況を知り、学校とも太いパイプをもつ民生委員・児童委員への役割が期待されているので、今後関係機関との連携構築を考えていきたいと思っています▼コロナ対応も3年目となり、私の所属する文京区民児協も定例会を2部制から全員集会に戻し、9月の敬老金訪問も再開するなど徐々に平常時に戻っています。新任委員が経験の中でやり甲斐を感じ、意欲をもって来期へ進めるよう、民児協全体で助け合いたいと思います。

民生委員・児童委員の

ひろば 8月号 2022 AUGUST

令和4年8月1日発行
(毎月1回1日発行)第830号
昭和31年5月18日
第三種郵便物認可

●発行所／全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747

●発行人／松島 紀由
●編集人／熊坂 淳
●定 価／1部10円(購読料は会費に含む)

ホームページを
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ
をご覧くださいためには、次の
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの
ご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ
全国民生委員互助共励事業のホームページ

お知らせ

水害などが多くなる時期です。発災時は
自分自身と家族の安全を
最優先に考えましょう!



(全民児連「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」第1条)
左記の二次元コードよりご確認ください
ます。

全民児連 で検索
互助共励 で検索

